

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

I 開催日時 令和4年7月21日(木) 午後2時～午後3時05分
(Web会議方式)

II 開催場所 京都府国保連合会 6階 テレビ会議室

III 出席者 理事 13名(委任状2名)
監事 1名
事務局 7名

IV 付議事項

【議決事項】

- 議第21号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告
- 議第22号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算について
- 議第23号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算について
- 議第24号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算について
- 議第25号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特会計歳入歳出決算について
- 議第26号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算について
- 議第27号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算について
- 議第28号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算について
- 議第29号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算について
- 議第30号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算について
- 議第31号 京都府国民健康保険団体連合会財務規則の制定について
- 議第32号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について

【報告事項】

(令和4年度分)

令和4年度京都府国民健康保険団体連合会の契約について

【その他】

国に財政措置を求める国保中央会による決議について

V 議事内容

(理事長挨拶)

こんにちは。理事長をさせていただいております、京丹後市長の中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位の皆様には、公務ご多忙のなかご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、京都府の森川課長には、何かとお忙しい中をご臨席いただき、厚くお礼を申しあげます。

さて、本日の理事会においては、議決事項として、令和3年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告や各会計歳入歳出決算など12件についてご審議をいただくほか、報告事項として、令和4年度京都府国民健康保険団体連合会の契約についてなど、2件につきましてご聴取をお願いしております。

また、令和3年度事業報告や一般会計、各特別会計歳入歳出決算は、本年7月11日の監事会におきましてご監査をいただいております、監事の京都市中央卸売市場国民健康保険組合の中川理事長のご代理として、久保専務理事様より監査結果の報告をいただくこととしております。

議決及び報告事項が多数に上りますが、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

(議長)

はじめに、本日の議事録署名人ですが、恒例によりまして議長より指名させていただきますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議長)

ご異議がないこと確認させていただきましたので、指名させていただきます。久御山町の信貴町長さん、伊根町の吉本町長さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の議第21号「令和3年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告」を議題として、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務部長)

議第 21 号 令和 3 年度国保連合会事業報告について、ご説明いたします。

資料の 3 頁をお開き願います。

「1 はじめに」でございます。

一つ目の○に記載のとおり、3 年度においては、診療報酬や介護給付費及び障害介護給付費の審査支払等の通常業務に加えて、新型コロナワクチン接種費用や介護サービス事業所等に対する新型コロナウイルス感染防止対策支援費の請求支払業務といった臨時的な業務についても、限られた人員の下で円滑な実施に努めて参りました。

二つ目の○へまいりまして、6 年 4 月に更改予定の診療報酬の審査支払の基幹システムである国保総合システムについては、クラウド化やシステムの一部を社会保険診療報酬支払基金のシステムと共同で利用することを国から求められ、システム更改費用が多額に上り、財源の確保が課題となっておりましたが、地方六団体等のご支援の下、4 年度分の更改費用に対して約 54 億円の国補助金が措置されており、今後は、5 年度分の補助金確保に向けて要望を行って参ります。

また、三つ目の○のとおり、新型コロナワクチン接種費用の請求支払業務については、一部の市町村から住所地内接種に係る費用の請求支払業務も受託しており、支払費用額は約 60 億円に上っております。

このほか、四つ目の○のとおり、3 年度においては、外部監査の指摘を受けて、一般競争入札制度を導入したほか、国保総合システムの更改に合わせて、弊社独自の業務処理を行う外付けシステムをスリム化するための業務の見直しを進めました。また、個人情報の適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者に付与されるプライバシーマークについて、付与適格性審査の結果、引き続き付与されることが決定したところであり、今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護にしっかりと取り組み、円滑な業務運営に努めて参ります。

資料の 4 頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和 3 年度における主な取組」でございます。

はじめに、(1) オンライン資格確認の実施については、一つ目及び二つ目の○をご覧いただき、半導体不足等の影響から運用開始が遅れましたが、レセプトを正しい資格情報へ振替えるレセプト振替分割機能も含めて、3 年 10 月から本格運用がはじまっております。

また、三つ目の○のとおり、弊社においては、その円滑な実施に向けて、加入者情報の精査とともに、医療機関向けリーフレットの配布や保険者向け説明会の開催などに取り組みました。

国におきましては、四つ目の○のとおり、5 年 3 月末までに概ね全ての医療機関等へオンライン資格確認システムを導入することを目指しております。

次に、(2) 訪問看護療養費の電子化でございます。

一つ目及び二つ目の○に記載のとおり、国民健康保険中央会においては、レセプト処理事務の効率化のため、訪問看護療養費の電子請求の 5 年 1 月からの実施に向けてシステム等の開発を進めて参りましたが、三つ目の○をご覧いただきまして、マイナンバー

カードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」において、訪問看護におけるオンライン資格確認の在り方を5年3月までに検討するとされたことを受けて、訪問看護療養費の電子請求の実施時期が6年4月に見直されております。

引き続きまして、(3) 診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化でございます。

一つ目及び次の頁の二つ目の○を合わせてご覧いただきまして、厚労省、支払基金及び国保中央会が取りまとめた工程表において、審査結果の不合理的な差異を解消するため、支払基金と国保連におけるレセプトのコンピュータチェックの整合性を6年4月に確保するとの目標が定められたことを受けて、国保連では、国保総合システムのコンピュータチェックの内容を4年10月までに全国統一することとしております。

3年度におきましては、三つ目の○のとおり、医科のコンピュータチェックについて全国共通設定が完了し、引き続き、歯科、調剤等の全国共通設定に向けて取り組みを進めて参ります。

次に、(4) 新型コロナワクチン接種費用請求支払業務でございます。

一つ目及び二つ目の○に記載のとおり、弊社では、住所地外の医療機関で接種した費用の請求支払業務を国保連が行うとの国の方針に基づく業務の受託に加えて、一部の市町村から住所地内の医療機関での接種費用の請求支払業務も受託しており、3年度においては、支払額約60億円、支払件数約260万件に上りました。

なお、三つ目の○のとおり、4年度においても円滑な業務実施に努めて参ります。

最後に、(5) 保険者セキュリティシステムの更改でございます。

保険者セキュリティシステムの更改については、半導体不足の影響から機器の調達に1箇月遅延し、3年10月末の更改となりましたが、現行機器の保守期間を一般競争入札により選定した事業者の費用負担により延長して対応しました。

6頁をお開き願います。

「3 令和3年度個別取組」でございます。

6頁から10頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会、各種委員会等の開催状況、また、連合会の役員や職員の状況を記載しています。

また、11頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載していますが、時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は省略させていただきます。

令和3年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見はございますでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 21 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきました。議第 21 号については次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第 22 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算について」から、議第 30 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算について」までを、一括議題として、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：財務課長)

議第 22 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算について」から議第 30 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算について」までは、資料 257 頁の令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況と題した資料を用いてご説明します。

259 頁をお開き願います。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。

なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申しあげます。

まず、一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計で、3 年度の歳出決算額が前年度を大きく下回っておりますのは、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業等が終了したことによるものでございます。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。

3 年度から新型コロナワクチン接種費用の請求支払業務をはじめたことから、接種費用の支出金を計上した抗体検査等費用支払勘定が前年度を大きく上回る決算額となっています。また、公費負担医療の支払勘定についても、感染症に係る公費負担の増等により増加しています。一方、診療報酬支払勘定については、各種健康診査や予防接種の費用の支払を抗体検査等費用支払勘定へ移し替えたことなどから、前年度を下回る決算額となっています。また、出産育児一時金等の支払勘定の歳出額は昨年度に引続き減少していま

す。

なお、融資基金勘定は、2年度末で廃止しました。

次に、職員退職手当金の歳出決算額1億4,335万6千円は、7名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金で、前年度を上回っておりますのは、退職職員数の増によるものでございます。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、貸付件数2件、貸付額44万円となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

3月分の介護給付費支出金等を翌年度予算からの支出とする会計年度所属区分の見直しを国の通知を踏まえて行ったことから、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定ともに、前年度を下回る歳出決算額となっております。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護給付費、障害児給付費ともに高い伸び率となっており、特に障害児給付費の伸び率11.4%は、2年度決算の伸び率9.6%を上回り、2年ぶりに2ケタの伸び率となっております。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

後期高齢者医療についても、会計年度所属区分の見直しにより、診療報酬支払勘定の歳出決算額は前年度を下回っています。一方、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定も会計年度所属区分を見直しましたが、感染症に係る公費負担が増加し、前年度を上回る決算額となっております。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。

特定健診等の費用支出金についても、会計年度所属区分を見直したため、特定健診・特定保健指導等費用支払勘定と後期高齢者健診等費用支払勘定はともに前年度を下回る歳出決算額となっております。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。

損害保険会社等に対する損害賠償求償の件数は前年度に比べて増加したものの、1件当たり求償額が減となったことなどから、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を5.5%下回っています。

260頁をお開き願います。

業務勘定の収支状況でございます。

最初に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定につきましては、繰越金が大幅な減額となるほか、国の円滑運営臨時特例交付金や減価償却引当資産からの繰入金も減となったものの、3年度から新型コロナワクチン接種事務手数料約5億1,500万円を収入したことから手数料が増収となったほか、諸収入その他についても、電算機器更改整備負担金の増等により増加したことから、歳入決算額は、前年度を18.7%上回りました。歳出についても、新型コロナワクチン接種費用請求支払業務の受託に伴いシステム関連経費や業務委託費が増加したほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増加により前年度を20.4%上回る決算額となっております。

実質的な単年度収支については、前年度から1億4,691万1千円収支が改善しており

ますものの、なお628万3千円の赤字となっています。

261頁をご覧ください。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

会計年度所属区分の見直しにより手数料が減収となったほか、電子証明書発行手数料受入金の減により諸収入その他が減となったものの、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等からの繰入金が増等により、歳入決算額は、前年度を4.7%上回りました。歳出についても、人件費や業務委託費等は減となったものの、介護給付費審査支払システムの運用管理費等のシステム関連経費やICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増により、前年度を2.1%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が814万9千円改善し、839万3千円の黒字となっています。

262頁をお開き願います。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

手数料に加えて電子証明書発行手数料受入金の増により諸収入その他も増加したほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等からの繰入金や繰越金が増加したことから、歳入決算額は、前年度を15.5%上回りました。歳出についても、人件費は減少したものの、電子証明発行手数料支出金の増等により一般管理費その他が増加したほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金等も増加したことから、前年度を17.9%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が763万1千円悪化し、126万5千円の赤字となっています。

263頁をご覧ください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等からの繰入金や電算機器更改整備負担金の増により諸収入その他も増加したものの、会計年度所属区分の見直しにより手数料が減収となったほか、繰越金も減となったことから、歳入決算額は、前年度を2.9%下回りました。一方、歳出については、業務委託費のほか減価償却引当資産等への積立金等が減少したものの、人件費や消費税事業者負担分の増等により一般管理費その他が増加したことから、前年度を1.3%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が2,977万8千円悪化し、赤字額が5,909万4千円に拡大しました。

264頁をお開き願います。

最後に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

手数料収入のほか繰越金も増加し、歳入決算額は、前年度を20.6%上回りました。歳出についても、業務委託費は減少したものの、人件費のほか、オンライン資格確認システム関連経費や減価償却引当資産への積立金の増等により、前年度を26.5%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が1,135万4千円悪化し、606万円の赤字となりました。

265 頁をご覧ください。

積立資産等の状況でございます。265 頁から 266 頁にかけて、4 年 3 月 31 日現在の積立資産等の状況を業務勘定ごとに取りまとめています。

まず、減価償却引当資産については、電算処理システム等の固定資産の定額法による減価償却費相当額を積立てるもので、3 年度はシステムの更改等による多額の取崩しが多かったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。

次の財政調整基金積立資産は、当該年度の手数料収入額の 10%を上限として積立てが行えるもので、特定健診・特定保健指導等事業関係業務特別会計の業務勘定を除いて、積立上限額の 90%を超える積立てを行っています。

なお、特定健診等の業務勘定においては、新型コロナウイルス感染症に起因する健診控えの影響を受けて収支が悪化し、財政調整基金が枯渇した状況にあります。

次に、電算処理システム導入作業経費積立資産は、電算処理システムを更改した際のシステムの導入作業に要した経費相当額を積立てるもので、3 年度はシステムの更改等による多額の取崩しが多かったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。

次に、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産については、元年度から積立てが認められたもので、当該年度の手数料収入額の 30%を上限として積立てが行えることとなっています。3 年度の実質単年度収支の赤字が約 5,900 万円に拡大した後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定と、収支状況が悪く積立てを行えていない特定健診等の業務勘定を除いて、積立残高が前年度を上回っています。

次に、266 頁の「6 職員退職手当金特別会計」における退職給付引当資産でございます。今後 5 年間の退職予定者の退職手当金見込額の 5 分の 1 を毎年度積立てるもので、3 年度においては、退職手当金支給のための取崩額 1 億 1,694 万 6 千円が積立額を上回ったため、積立残高は前年度に比べて 9,053 万 6 千円減少しています。

なお、事業運営安定化積立資産は、平成 26 年度に減価償却引当資産をはじめとする積立資産が制度化される以前に保有していた現金の積立てなどを行っているもので、運用利息のみを積立しています。

267 頁をご覧ください。

弊会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

令和 4 年 3 月 31 日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、268 頁に記載の資産から負債を差引いた正味財産が前年度に比べて約 2 億 1,800 万円の増額となっておりますのは、減価償却引当資産の増等によるものです。

なお、次の 269 頁には、元年度から 3 年計画で取り組んだ経常経費のスリム化の取組結果をお示ししております。3 年間での節減目標額 4,400 万円に対して、3 年度末での節減額は約 4,980 万円となっております、目標を達成しております。

令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。

ここで監査結果の報告を、京都市中央卸売市場国民健康保険組合専務理事久保様よりお願いいたします。

(監 事：京都市中央卸売市場国民健康保険組合久保専務理事（代理）)

監査結果報告書

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも業務について、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和 4 年 7 月 11 日、監事、綾部市長、山崎善也様。同じく宇治田原町長、西谷信夫様。同じく京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長、中川恵司。

以上、代読で失礼いたしました。

(議 長)

久保様、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りさせていただきます。議第 22 号から議第 30 号までについては原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議 長)

ありがとうございました。それでは原案のとおりご承認いただいたことを確認させていただきましたので、議第 22 号から議第 30 号までについては次の総会に付議させてい

ただきます。

続きまして、議第 31 号「京都府国民健康保険団体連合会財務規則の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

議第 31 号 国保連合会財務規則の制定について、ご説明いたします。

資料の 271 頁をお開き願います。

新たに制定する財務規則は、本年 8 月 1 日から施行する予定でございます。

次に、295 頁をお開きいただきまして、規則の主な内容等について、この議案説明資料を用いてご説明させていただきます。

はじめに、「1 規則制定の趣旨」でございます。

弊会におきましては、7 つの章から成る会計規則に基づき、現金の出納や契約等に関する事務を執行しておりますが、他の連合会では、弊会規則では定めのない予算及び物品の取扱い等に関する規定を含めた財務規則を制定しております。このため、弊会におきましても、会計規則に代わる財務規則を制定しようとするものでございます。

なお、参考として記載のとおり、財務規則は 8 章立てで、予算に関して規定した第 2 章を新設するほか、第 5 章及び第 7 章の標題を変更しております。

次に、「2 財務規則の主な規定」でございます。

まず、章を新設した予算に関する規定でございます。

一つ目の○のとおり、予算編成の原則、予算の調製及び議決並びに予算執行の原則の規定を設け、財政の健全性の確保に努めて編成した予算を年度開始前に総会の議決を経て成立させることや、経済的かつ効率的に歳出予算を執行することなどを定めております。

二つ目の○へまいりまして、予算の執行に関わり、予算の流用や予備費の充用に関する規定を設けたほか、補正予算に係る規定では、恐れ入りますが、次の頁をお開きいただきまして、診療報酬審査支払特別会計等の支払勘定の支出金が不足したときは、支出金の増加に合わせて増加することとなる受入金を支出金の支払に使用することができるとする、いわゆる弾力条項の規定を設けております。

このほか、地方自治法等を参考に、繰越明許費、事故繰越及び債務負担行為に関して規定しております。

引き続きまして、標題を変更した第 5 章の出納及び決算における新たな規定でございます。

一つ目の○に記載しておりますように、総会の議決を経て長期借入れができるとする規定を新たに設けております。これは、近年、システムの高度化等によりシステムの更改費用が多額に上り、減価償却引当資産積立金のみでは対応できないことも想定されるため、全国の連合会において、長期借入制度の必要性が議論されていることを受けた措置でございます。

また、二つ目の○でございますが、総会の議決により歳計剰余金の一部又は全部を翌年度に繰り越さず積立金とすることができるとの規定を設けております。

次に、同じく標題を変更した第7章の財産及び物品における新たな規定でございます。
一つ目の○のとおり、物品の範囲、物品の整理区分及び物品の管理の規定を設け、物品の範囲は、連合会が所有し、借入れ又は寄託を受けたすべての動産とするとともに、これを備品と消耗品に区分して整理すること、また、物品の管理者は、物品の設置部署等の課長とすることなどを定めております。

このほか、二つ目の○でございますが、不用品は原則として売却することを規定しております。

297 頁をご覧ください。

予算及び物品等に関する規定以外の規定の新設及び改正でございます。

一つ目の○でございますが、会計規則では、出納員のほかに代理職員と出納員の事務を補助する職員を置くとして規定しておりましたが、財務規則では、出納員の事務を補助するための分任出納員を設置し、出納員があらかじめ定める分任出納員が出納員の職務を代理するとの規定に改めております。

また、二つ目の○のとおり、不能欠損処分については、理事会の議決により行えるよう規定を改正しております。

三つ目の○になりますが、新たに立替払の規定を設け、出張先での通信運搬費や使用料等について、1万円を上限として職員が立替払を行えるようにしております。

次に、四つ目の○の長期継続契約については、長期継続契約をできる契約の事例について、規定の整備を行いました。

298 頁をお開き願います。

最後に、職員の賠償責任の規定を改め、職員に命じる損害賠償の金額が10万円を超えるときは、監事の意見を徴取することや、損害賠償命令に不服がある職員は異議の申し立てをできること、また、異議申立てがあったときは、総会に諮問する必要があることなどを規定しております。

国保連合会財務規則の制定についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

(宮津市様よりご質問)

(議 長)

宮津市さんどうぞ。

(宮津市 税務・国保課長 古澤 様 (代理))

文言の確認をさせていただきます。278 頁財務規則の第 26 条、第 27 条に「不能欠損」という文言があります。この「不能」の「能」ですが、一般的には「納付」の「納」で「不納」を使うのですが、これは何か意図があってこの文字を使われているのか確認させて

ください。

(議 長)

ありがとうございます。
事務局どうでしょうか。

(事務局)

事務局よりご回答いたします。
ただいまのご質問に関しましては、事務局で調べまして後ほどご連絡いたします。

(議 長)

ありがとうございます。宮津市さん、よろしゅうございますか。

(宮津市 税務・国保課長 古澤 様 (代理))

確認をよろしく願います。

(議 長)

では、確認をいただいて全体に確認結果をお伝えいただくことでよろしいですか。

(事務局)

お調べいたしまして全ての保険者様へ文書でご返信をさせていただきます。

(議 長)

では、この件については、事務局が確認をした内容をもってご了解をいただけるという
ことよろしゅうございますか。

(異議なし)

(議 長)

特にご異議がないようですので、事務局の確認結果をもってご了解いただくことを確
認させていただきました。

その他、ご質問ございますでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。その他、理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

ありがとうございます。更なるご質問等ないようですので、お諮りさせていただきます。先ほどの件は事務局にご回答いただくことを前提といたしまして、議第 31 号については原案のとおり承認をいただくことでご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議長)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認め、議第 31 号については原案のとおり可決いただきました。ありがとうございます。

続きまして、議第 32 号「京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について」を議題とします。本件につきましては、事務局の説明を省略して、通常総会を 7 月 29 日午後 2 時から、Web 会議方式で開催をするということでございます。この点についてお諮りさせていただきます。ご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、さよう決めます。

以上で本日の議事につきましては全て終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので聴取をさせていただきます。

(事務局：総務課長)

資料の 301 頁をお開きいただきまして、令和 4 年度国保連合会の契約についてでございます。

1 件 1 億円以上の契約案件の理事会への報告を定める国保連合会会計規則第 36 条第 5 項に基づき、2 件の契約の内容等についてご報告します。

1 件目は、診療報酬の審査支払等を行う国保総合システムの運用・サポート業務で、株式会社ケーケーシー情報システムと、契約金額 1 億 6,451 万 1,600 円で契約を締結し、契約期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日としています。

2 件目は、各種予防接種及び健診等の請求の不備点検に係る業務で、マンパワーグループ株式会社と、契約金額 1 億 1,916 万 8,992 円で契約を締結し、契約期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日としています。この契約については新型コロナワクチン

3回目、4回目接種の状況をふまえた上で、改めて10月以降の契約を行う予定です。

国保連合会の契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

続きまして、303頁をご覧ください。

この文書は、公益社団法人国保中央会が、去る6月29日の定期総会において採択した令和6年4月に更改予定の国保総合システムの更改経費に対して、昨年に続き、国の財政措置を求める決議でございます。

決議の内容は、国保総合システムの更改に際しては、国の規制改革実施計画を踏まえて、クラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金の新システムの共同利用を進める必要があることから更改費用が多額に上り、3年度の補正予算で措置された54億円及び国保中央会・全国の国保連合会が準備している財源では不足することから、保険者の皆様方に新たなご負担を生じさせないためにも、5年度のシステム開発費用に対して、国の財政措置を求めるというものでございます。

国保中央会では、この決議を基に、厚生労働大臣等へ要請行動を行うこととしており、弊会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、この際ですので他に皆様から何かございませんでしょうか。

ご質問等があります方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局でございます。先ほど宮津市様からご質問がございました財務規則第26条、第27条の文言の件でございますが、申し訳ございません、誤字であることがわかりました。

正しくは、先ほど申しあげられたように納めるという漢字となります。訂正のうえ、財務規則の制定をさせていただきます。また、確認結果を文書で回答すると申しあげましたが、この場での回答とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございます。それではそのように直させていただきます。宮津市古澤課長さん、ありがとうございました。

皆さん、これに対するご質問等はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

ありがとうございます。

その他、全体を通して何かございますか。

(挙手なし)

(議 長)

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。